



2026年3月13日

各 位

会 社 名	三光産業株式会社
代 表 者 名	代表取締役社長 石井 正和 (コード番号 7922)
問合せ先責任者	管理統括本部総務部長 元吉 俊介 (電話番号 03-3403-8134)

(変更)「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更に関するお知らせ

当社が、2026年2月3日付で公表いたしました「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」について、一部変更すべき事項がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

当社は、2026年2月3日付の取締役会において、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)を非公開化することを目的とする、いわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)(注1)のための一連の取引(以下「本取引」といいます。)の一環として行われる株式会社バロン(以下「公開買付者」といいます。)による当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)に賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議し、その旨お知らせしておりました。

(注1)「マネジメント・バイアウト(MBO)」とは、一般に、買収対象会社の経営陣が、買収資金の全部又は一部を出資して、買収対象会社の事業の継続を前提として買収対象会社の株式を取得する取引をいいます。

その後、当社は、2026年3月4日付で、Steel Partners L.P.(以下「本対抗提案者」といいます。)から、当社株式の非公開化に関する法的拘束力の有しない意向表明書(以下「2026年3月4日付意向表明書」といいます。)を受領いたしました。2026年3月4日付意向表明書においては、本対抗提案者が当社株式に対する公開買付けに係る提案(以下「本対抗提案」といいます。)及びスクイズアウトを通じて当社株式を非公開化する旨の提案が記載されておりました。これを受けて、当社は、現在実施されている本公開買付けに関して、本対抗提案を受けてもなお本公開買付けに賛同する旨の意見及び当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することができるかどうかという点について、慎重に協議・検討を行いました。そして、当社取締役会は、特別委員会(以下「本特別委員会」といいます。)から取得した2026年3月12日付「追加

答申書」(以下「本追加答申書」といいます。)において、本特別委員会から、本公開買付けについて、(i) 2026年2月2日付「答申書」において、本特別委員会は、①本取引の目的は合理的であると認められる(本取引が当社の企業価値向上に資する。)こと、②本取引の取引条件に係る取引条件の公正性・妥当性が確保されている(買収対価の水準、買収の方法及び買収対価の種類その他の取引の条件が公正なものとなっている。)こと、③本取引において、取引条件の公正さを担保するための手続が十分に講じられていると認められること、④本取引は当社の一般株主にとって公正であると考えられることから、⑤当社取締役会が本公開買付けに対して賛同の意見を表明すること及び当社の株主に対して本公開買付けに応募することを推奨することは相当である旨の答申を表明したところ、本対抗提案は法的拘束力のない提案であり、当社が本対抗提案を検討している状況であることを踏まえると、現時点において、本特別委員会による上記判断の基礎となる事情に変更すべき点は認められないため、上記⑤のうち、当社取締役会が本公開買付けに対して賛同する意見を表明することは相当である旨の本特別委員会の答申に変更はない旨、及び、(ii) 本公開買付けの公開買付価格(1株当たり726円)を含めた取引条件が公正かつ妥当であるとの本特別委員会の判断に変更はないものの、本対抗提案に係る公開買付価格(1株当たり900円)が本取引の公開買付価格を上回っていることに鑑み、上記⑤のうち、当社取締役会が当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することは相当である旨の意見は撤回し、本公開買付けに応募するか否かについては株主の判断に委ねる旨の意見へと変更するべきである旨の答申を得たことを踏まえ、本公開買付けに賛同する旨の意見は維持するものの、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を撤回し、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議いたしました。

なお、本対抗提案は法的拘束力のない提案であり、今後、当社において、本対抗提案者から当社株式の非公開化に関する法的拘束力のある提案を実際に受領するか否かについては、現時点では明らかではないと考えておりますので、併せてお知らせいたします。

なお、変更箇所につきましては、下線で示しております。

記

3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 意見の内容

(変更前)

当社は、本日開催の当社取締役会において、下記「(2) 意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議いたしました。

なお、当該取締役会決議は、下記「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及

び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 当社における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員を含む。）の承認」に記載の方法により決議されております。

（変更後）

当社は、2026年2月3日開催の当社取締役会において、下記「（2）意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議いたしました。

その後、当社は、2026年3月13日開催の当社取締役会において、下記「（2）意見の根拠及び理由」の「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同する旨の意見は維持するものの、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨の決議をいたしました。

なお、上記いずれの取締役会決議も、下記「（6）本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 当社における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員を含む。）の承認」に記載の方法により決議されております。

（2）意見の根拠及び理由

① 本公開買付けの概要

（変更前）

<前略>

（注4）本譲渡制限付株式には譲渡制限が付されているため、本公開買付けに応募することはできませんが、当社は、本日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議していることから、本譲渡制限付株式を所有する当社の取締役は、本公開買付けが成立した場合には、本スクイーズアウト手続として実施される株式併合の承認に係る当社の株主総会において、本スクイーズアウト手続に関連する各議案に賛成することを見込んでいるとのことです。

（変更後）

<前略>

（注4）本譲渡制限付株式には譲渡制限が付されているため、本公開買付けに応募することはできませんが、当社は、2026年2月3日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議していることから、本譲渡制限付株式を所有する当社の取締役は、本公開買付けが成立した場合には、本スクイーズアウト手続として実施される株式併

合の承認に係る当社の株主総会において、本スクイーズアウト手続に関連する各議案に賛成することを見込んでいたとのことです。

③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由
(変更前)

<前略>

(iii) 判断の内容

以上の経緯の下、当社は、本日開催の取締役会において、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から受けた法的助言、J-TAPから受けた財務的見地からの助言並びに2026年2月2日付で提出を受けた当社株式の価値算定結果に関する株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）の内容を踏まえつつ、本答申書（下記「(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③ 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」で定義します。）において示された本特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本取引が当社の企業価値向上に資するか否か、及び本公開買付け価格を含む本取引に係る取引条件が公正・妥当なものか否か、本取引に係る手続の公正性が確保されているか、本取引は当社の一般株主にとって公正なものであると考えられるか等の観点から、慎重に協議及び検討を行いました。

<中略>

以上より、当社は、本取引が当社の企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付け価格を含む本取引に係る取引条件は妥当なものであると判断し、本日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議いたしました。なお、当該取締役会の意思決定過程の詳細については、下記「(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 当社における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員を含む。）の承認」をご参照ください。

(注) 当社の連結財務諸表において、株式付与E S O P信託が所有する当社株式は自己株式として処理されているところ、1株当たり連結簿価純資産額の算出に際して発行済株式数から控除すべき自己株式数は、会計処理と同様の処理であることが合理的であると考えられるため、1株当たり連結純資産額の算出にあたり、当社の発行済株式総数から控除する当社が所有する自己株式数においては、株式付与E S O P信託が所有する当社株式を含めております。

(変更後)

<前略>

(iii) 判断の内容

以上の経緯の下、当社は、2026年2月3日開催の取締役会において、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から受けた法的助言、J-TAPから受けた財務的見地からの助言並びに2026年2月2日付で提出を受けた当社株式の価値算定結果に関する株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）の内容を踏まえつつ、本答申書（下記「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③ 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」で定義します。）において示された本特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本取引が当社の企業価値向上に資するか否か、及び本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件が公正・妥当なものか否か、本取引に係る手続の公正性が確保されているか、本取引は当社の一般株主にとって公正なものであると考えられるか等の観点から、慎重に協議及び検討を行いました。

<中略>

以上より、当社は、本取引が当社の企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件は妥当なものであると判断し、2026年2月3日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議いたしました。なお、当該取締役会の意思決定過程の詳細については、下記「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 当社における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員を含む。）の承認」をご参照ください。

(注) 当社の連結財務諸表において、株式付与E S O P信託が所有する当社株式は自己株式として処理されているところ、1株当たり連結簿価純資産額の算出に際して発行済株式数から控除すべき自己株式数は、会計処理と同様の処理であることが合理的であると考えられるため、1株当たり連結純資産額の算出にあたり、当社の発行済株式総数から控除する当社が所有する自己株式数においては、株式付与E S O P信託が所有する当社株式を含めております。

その後、当社は、2026年3月4日付で、Steel Partners L.P.（以下「本対抗提案者」といいます。）から、当社株式の非公開化に関する法的拘束力の有しない意向表明書（以下

「2026年3月4日付意向表明書」といいます。)を受領いたしました。2026年3月4日付意向表明書においては、本対抗提案者が当社株式に対する公開買付けに係る提案(以下「本対抗提案」といいます。)及びスクイーズアウトを通じて当社株式を非公開化する旨の提案が記載されておりました。

当社は、J-TAP及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所の助言を受け、本特別委員会との間で事前の方針を相談・検討するとともに、本特別委員会の意見、指示、要請等を受け、本対抗提案者との間で、書面による質問及び回答のやり取りを行って、本対抗提案に関する検討を慎重に進めました。その上で、当社は、2026年3月12日、本特別委員会に対して、(a)当社取締役会が、本対抗提案に対しどのような意見を表明すべきか、及び(b)本対抗提案を踏まえて、本特別委員会から当社取締役会に提出された本答申書(下記「(6)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」で定義します。)において表明された本取引に係る答申の内容について変更があるか(変更がある場合には、変更後の答申内容を含む。)(以下、総称して「本追加諮問事項」といいます。)について諮問し、これらの点についての答申を当社に提出することを囑託いたしました。

本特別委員会は、特別委員会において、本特別委員会の委員、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてのJ-TAP、並びにリーガル・アドバイザーとしてのアンダーソン・毛利・友常法律事務所について、本対抗提案者の関連当事者には該当せず、本取引及び本対抗提案の成否について重要な利害関係を有しておらず、独立性に問題ないことを確認した上で、J-TAP及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所の助言を受け、本追加諮問事項について慎重に検討を行いました。

その後、当社は、本特別委員会から、当該検討結果として、2026年3月12日付「追加答申書」(以下「本追加答申書」といいます。)の提出を受け、(i)本答申書(下記「(6)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」で定義します。)において、本特別委員会は、(a)本取引の目的は合理的であると認められる(本取引が当社の企業価値向上に資する。)こと、(b)本取引の取引条件に係る取引条件の公正性・妥当性が確保されている(買収対価の水準、買収の方法及び買収対価の種類その他の取引の条件が公正なものとなっている。)こと、(c)本取引において、取引条件の公正さを担保するための手続が十分に講じられていると認められること、(d)本取引は当社の一般株主にとって公正であると考えられることから、(e)当社取締役会が本公開買付けに対して賛同の意見を表明すること及び当社の株主に対して本公開買付けに応募することを推奨することは相当である旨の答申を表明したところ、本対抗提案は法的拘束力のない提案であるが、本対抗提案が具体性・目的の正当性・実現可能性のある真摯な買収提案であるか、本対抗提案が当社の企業価値の向上

に資するものであるか、当社の一般株主にとって公正なものであるかといった点について本対抗提案を検討している状況であることを踏まえると、現時点で本特別委員会による上記判断の基礎となる事情に変更すべき点は認められないため、上記(e)のうち、当社取締役会が本公開買付けに対して賛同する意見を表明することは相当である旨の本特別委員会の答申に変更はない旨、及び、(ii) 本公開買付けの公開買付価格（1株当たり726円）を含めた取引条件が公正かつ妥当であるとの本特別委員会の判断に変更はないものの、本対抗提案に係る公開買付価格（1株当たり900円）が本公開買付価格を上回っていることに鑑み、上記(e)のうち、当社取締役会が当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することは相当である旨の意見は撤回し、本公開買付けに応募するか否かについては株主の判断に委ねるとの意見に変更するべきである旨の答申を得ました。

当社は、上記の本追加答申書の答申を踏まえ、2026年3月13日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見は維持するものの、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を撤回し、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議いたしました。

(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

③ 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得
(変更前)

<前略>

本特別委員会は、2025年12月2日より本日まで合計11回、合計約15時間に亘って開催され、本諮問事項についての協議及び検討が慎重に行われました。

<中略>

本特別委員会は、このように本諮問事項について慎重に協議及び検討した結果、2026年2月2日、当社取締役会に対し、委員全員の一致で、本諮問事項についての答申書（以下「本答申書」といいます。）を提出しております。本答申書の詳細については、別添1をご参照ください。

(変更後)

<前略>

本特別委員会は、2025年12月2日より2026年2月3日まで合計11回、合計約15時間に亘って開催され、本諮問事項についての協議及び検討が慎重に行われました。

<中略>

本特別委員会は、このように本諮問事項について慎重に協議及び検討した結果、2026年2月2日、当社取締役会に対し、委員全員の一致で、本諮問事項についての答申書（以下「本答申書」といいます。）を提出しております。本答申書の詳細については、別添1をご参照ください。

その後、上記「(2) 意見の根拠及び理由」の「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、当社は、本対抗提案者より本対抗提案を受領したことを受け、J-TAP及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所の助言を受け、本特別委員会との間で事前に方針を相談・検討するとともに、本特別委員会の意見、指示、要請等を受け、本対抗提案者との間で、書面による質問及び回答のやり取りを行って、慎重に検討を進めました。その上で、当社は、2026年3月12日、本特別委員会に対して、本追加諮問事項について諮問し、これらの点についての答申を当社に提出することを囑託いたしました。

本特別委員会は、特別委員会を開催し、本追加諮問事項について慎重に検討を行いました。本特別委員会の当該検討過程は、上記「(2) 意見の根拠及び理由」の「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおりです。

本特別委員会は、以上のような経緯の下、本追加諮問事項について慎重に協議及び検討した結果、2026年3月12日、当社取締役会に対し、委員全員の一致で、本追加答申書を提出しております。本追加答申書の詳細については、別添3をご参照ください。

- ④ 当社における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員を含む。）の承認
（変更前）

<前略>

その結果、当社は、上記「(2) 意見の根拠及び理由」の「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、本公開買付けについて、本公開買付けを含む本取引により当社の企業価値が向上すると見込まれるとともに、本公開買付け価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は当社の株主の皆様にとって公正であり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断し、本日開催の当社取締役会において、審議及び決議に参加した当社取締役（石井氏を除く6名）の全員一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をいたしました。

なお、当社の取締役のうち、石井氏については、本取引の提案者であるとともに公開買

付者の代表取締役であり、かつ、本取引終了後も継続して当社の代表取締役として当社の経営に関与することを予定していることから、石井氏は当社取締役会における本公開買付けの意見表明に係る議案の審議及び決議には一切参加しておらず、また、本取引に関し、当社の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切参加しておりません。

(変更後)

<前略>

その結果、当社は、上記「(2) 意見の根拠及び理由」の「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、本公開買付けについて、本公開買付けを含む本取引により当社の企業価値が向上すると見込まれるとともに、本公開買付け価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は当社の株主の皆様にとって公正であり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断し、2026年2月3日開催の当社取締役会において、審議及び決議に参加した当社取締役（石井氏を除く6名）の全員一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をいたしました。

その後、当社は、2026年3月4日付で、本対抗提案者から、2026年3月4日付意向表明書を受領いたしました。2026年3月4日付意向表明書においては、本対抗提案及びスクイズアウトを通じて当社株式を非公開化する旨の提案が記載されておりました。これを受けて、当社は、現在実施されている本公開買付けに関して、本対抗提案を受けてもなお本公開買付けに賛同する旨の意見及び当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することができるかどうかという点について、慎重に協議・検討を行いました。そして、当社取締役会は、本特別委員会から取得した本追加答申書において、本特別委員会から、本公開買付けについて、(i) 本答申書において、本特別委員会は、(a) 本取引の目的は合理的であると認められる（本取引が当社の企業価値向上に資する。）こと、(b) 本取引の取引条件に係る取引条件の公正性・妥当性が確保されている（買収対価の水準、買収の方法及び買収対価の種類その他の取引の条件が公正なものとなっている。）こと、(c) 本取引において、取引条件の公正さを担保するための手続が十分に講じられていると認められること、(d) 本取引は当社の一般株主にとって公正であると考えられることから、(e) 当社取締役会が本公開買付けに対して賛同の意見を表明すること及び当社の株主に対して本公開買付けに応募することを推奨することは相当である旨の答申を表明したところ、本対抗提案は法的拘束力のない提案であるが、本対抗提案が具体性・目的の正当性・実現可能性のある真摯な買収提案であるか、本対抗提案が当社の企業価値の向上に資するものであるか、当社の一般株主にとって公正なものであるかといった点につ

いて本対抗提案を検討している状況であることを踏まえると、現時点で本特別委員会による上記判断の基礎となる事情に変更すべき点は認められないため、上記(e)のうち、当社取締役会が本公開買付けに対して賛同する意見を表明することは相当である旨の本特別委員会の答申に変更はない旨、及び、(ii)本公開買付けの公開買付価格(1株当たり726円)を含めた取引条件が公正かつ妥当であるとの本特別委員会の判断に変更はないものの、本対抗提案に係る公開買付価格(1株当たり900円)が本公開買付価格を上回っていることに鑑み、上記(e)のうち、当社取締役会が当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することは相当である旨の意見は撤回し、本公開買付けに応募するか否かについては株主の判断に委ねるとの意見に変更するべきである旨の答申を得たことを踏まえ、当社は、2026年3月13日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見は維持するものの、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することは相当である旨の意見を撤回し、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議いたしました。

なお、当社の取締役のうち、石井氏については、本取引の提案者であるとともに公開買付者の代表取締役であり、かつ、本取引終了後も継続して当社の代表取締役として当社の経営に関与することを予定していることから、石井氏は上記の各当社取締役会における本公開買付けの意見表明に係る議案の審議及び決議には一切参加しておらず、また、本取引及び本対抗提案に関し、当社の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切参加しておりません。

10. MBO等に関する事項

(2) 一般株主にとって公正であることに関する特別委員会の意見

(変更前)

当社は、上記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③ 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」のとおり、本公開買付けを含む本取引が当社の一般株主にとって公正なものであることに関して本特別委員会から本答申書の提出を受けております。本答申書の詳細は別添1をご参照ください。

(変更後)

当社は、上記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③ 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」のとおり、本公開買付けを含む本取引が当社の一般株主にとって公正なものであることに関して本特別委員会から本答申書及び本追加答申書の提出を受

けております。本答申書の詳細は別添1を、本追加答申書の詳細は別添3をご参照ください。

(参考)

(変更前)

本答申書 (別添1)

2026年2月3日付「三光産業株式会社株式(証券コード:7922)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」(別添2)

(変更後)

本答申書 (別添1)

2026年2月3日付「三光産業株式会社株式(証券コード:7922)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」(別添2)

本追加答申書 (別添3)

以 上

三光産業株式会社
取締役会 御中

2026年3月12日

三光産業株式会社 特別委員会

委員（委員長） 大津 素男

委員 川添 啓明

委員 岡 裕信

追 加 答 申 書

当委員会は、(i)三光産業株式会社（以下「当社」という。）の代表取締役社長である石井正和氏が代表取締役を務め、その発行済株式の全てを所有している株式会社バロンによる、当社の普通株式（以下「当社株式」という。）に対する公開買付け（以下「本MBO公開買付け」という。）及びその後のスクイーズ・アウトを含む当社を非公開化することを目的とする、いわゆるマネジメントバイアウト（MBO）のための一連の取引（以下、本MBO公開買付けとあわせて「本MBO取引」という。）及び(ii)2026年3月4日付で Steel Partners Holdings L.P.（以下「Steel Partners」という。）から当社に対して提出された当社株式に対する公開買付けに係る法的拘束力のない提案（以下「本対抗提案」という。）に関して、当社の取締役会（以下「当社取締役会」という。）から諮問を受けた下記第1記載の事項（以下「本追加諮問事項」という。）について、下記第3のとおり答申する。

なお、本追加答申書で使用される用語は、特段の記載のない限り、2026年2月2日付「答申書」（以下「本MBO答申書」といいます。）で用いられたものと同様の意味を有する。

第1 追加諮問事項

- ① 当社取締役会が、本対抗提案に対しどのような意見を表明すべきか
- ② 本対抗提案を踏まえて、当委員会から当社取締役会に提出された2026年2月2日付「答申書」において表明された本MBO取引に係る答申の内容について変更があるか（変更がある場合には、変更後の答申内容を含む。）

第2 答申に至る手続及び制約事項

1. 答申に至る手続

当委員会は、本追加諮問事項に対し答申を行うに際して、本 MBO 答申書の第 3 の 1 記載の事項に加えて、以下の作業又は手続を行った。

(1) 委員会の開催

当委員会は、本対抗提案を受領した 2026 年 3 月 4 日から、本追加答申を行う 2026 年 3 月 13 日までの間に、全 3 回の日程で、全ての委員会について委員 3 名全員の出席のもと開催され、本追加諮問事項に関する審議を行った。その結果、当委員会は、本追加答申書作成日において、委員 3 名全員の一致をもって、本追加答申書を作成した。

(2) 検討書類等

当委員会は、2026 年 3 月 4 日付で Steel Partners から受領した書面（以下「3 月 4 日付書面」という。）、当社及び当委員会から Steel Partners に対して提出した質問状に対して 2026 年 3 月 12 日付で Steel Partners から受領した回答書並びに当社が 2026 年 3 月 13 日付で公表する予定の「(変更)「MBO の実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」の本追加答申書作成時点でのドラフトのほか、本 MBO 取引及び本対抗提案に関する一連の資料その他の当委員会において配付された各種資料等（以下「本対抗提案検討資料等」と総称する。）を検討した。

2. 制約事項

本追加答申書の作成にあたっては、本 MBO 答申書の第 3 の 2 記載の事項に加えて、以下のような制約があり、当委員会は、本追加答申書による答申の完全性を保証するものではない。当社におかれては、本追加答申書を参照するにあたり、以下のような制約の存在をご理解されたい。

なお、本追加答申書は、当委員会が第三者に対する本追加答申書の開示や、第三者による本追加答申書の利用に同意したか否かにかかわらず、当委員会は、当社による本追加答申書の利用に関して、第三者に対する一切の責任を負わない。

さらに、当委員会が行った検討作業は、専ら、上記 1(2)に記載のものに限られ、本追加答申書に明示的に記載されている場合を除き、当委員会は、当委員会独自の資料収集を行っていない。

当委員会による検討に際しては、以下の事項を前提としている。

- ① 当委員会に提出された書類に記載された情報及び上記 1(2)の検討の過程で得られ

た情報は真実かつ正確であり、本追加答申書提出日現在も変更がないこと。

- ② 公開買付者若しくは Steel Partners 自ら、公開買付者若しくは Steel Partners の役員又はそれらの代理人が、本対抗提案の意思決定過程の手續に当社側で関与していないこと。
- ③ 当委員会が、提出を受けた本対抗提案検討資料等のうち提出日時点におけるドラフトとして提出された書類について、それらの最終版において、本追加答申書の結論に影響を及ぼし得る重大な変更がなされないこと。
- ④ 上記の①の情報以外に、当委員会の意見に影響を及ぼす事実、情報及び書類が存在しないこと。

第3 本追加諮問事項に対する当委員会の答申

- ① 本対抗提案は法的拘束力のない提案であるが、本対抗提案が具体性・目的の正当性・実現可能性のある真摯な買収提案であるか、本対抗提案が当社の企業価値の向上に資するものであるか、当社の一般株主にとって公正なものであるかといった点について慎重な検討を行うべく、当社取締役会は、本対抗提案を検討すべきである。
- ② 2026年2月2日付「答申書」において、当委員会は、(i) 本 MBO 取引の目的は合理的と認められる（本 MBO 取引が当社の企業価値向上に資する。）、(ii) 本 MBO 取引の取引条件に係る取引条件の公正性・妥当性が確保されている（買収対価の水準、買収の方法及び買収対価の種類その他の取引の条件が公正なものとなっている。）、(iii) 本 MBO 取引において、取引条件の公正さを担保するための手續が十分に講じられていると認められる、(iv) 本 MBO 取引は当社の一般株主にとって公正であると考えられることから、(v) 当社取締役会が本 MBO 公開買付けに対して賛同の意見を表明すること及び当社の株主に対して本 MBO 公開買付けに応募することを推奨することは相当である旨の答申を表明した。

本対抗提案は法的拘束力のない提案であり、当社が上記①記載の事項を踏まえて本対抗提案を検討している状況であることを踏まえると、現時点において、当委員会による上記判断の基礎となる事情に変更すべき点は認められない。そのため、上記(v)のうち、当社取締役会が本 MBO 公開買付けに対して賛同する意見を表明することは相当である旨の当委員会の答申に変更はない。

一方で、本 MBO 取引の公開買付価格（1株あたり 726 円）を含めた取引条件の公正性・妥当性が確保されているとの当委員会の判断に変更はないものの、本対抗提案に係る公開買付価格（1株あたり 900 円）が本 MBO 取引の公開買付価格を上回っていることに鑑み、上記(v)のうち、当社取締役会が当社の株主に対して本 MBO 公開買付けへの応募を推奨することは相当である旨の意見は撤回し、本 MBO 公開買付けに応募するか否かについては株主の判断に委ねるとの意見に変更すべきである旨を答申する。

第4 留保事項

本追加答申書は、以下に述べる留保事項に服する。

1. 本追加答申書は、本追加答申書中に記載された事項に厳格に限定して解釈されねばならず、本追加答申書において明示的に述べられていない如何なる事項についても、類推解釈又は拡大解釈されてはならない。
2. 本追加答申書は、本追加答申書における答申内容に直接又は間接に関連する会計上又は税務上の問題について、何らの意見を述べるものではない。
3. 本追加答申書は、本追加答申書の第2の2記載の事項を前提として作成されたものであり、当委員会は、本追加答申書の第2の2記載の各事項の正確性及び真実性に関して何らの意見を述べるものではない。

以上